八千代市民間活力導入指針

平成25年1月

平成26年4月 【第2版】

平成29年3月 【第3版】

八千代市

目 次

1	基本的事項	1
2	事務事業の点検	4
3	民間活力導入の検討の視点	5
4	民間活力導入手法の概要	7
5	民間活力導入の具体的手法	9
(1)民営化	9
(2	2) 指定管理者制度	9
(3	B) PFI	10
(∠	l) 民間委託	11
(5	5) 市場化テスト	14
6	取組みの推進	15
(1	し) モニタリングの実施	15
(2	2) 実施事業の評価	15
(3	3) 推進体制の整備	16
資	料編	
1	八千代市民間活力導入指針(平成17年10月策定)「策定にあたって」	1

1 基本的事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)では、「地方公共団体は、その事務を 処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大 の効果を挙げるようにしなければならない。」(第2条第14項)としています。

本市の民間活力の導入では、この地方自治法の基本原則を踏まえ、多様化・ 高度化する市民ニーズや多岐にわたる行政課題に的確に対応していくため、市 民サービスの維持・向上と行政責任の確保を図り、国の規制緩和等の動向を踏 まえながら中長期的な視野に立って、外部の効率的で効果的な業務遂行機能や 専門的知識の十分かつ詳細な検証を行い、執行しようとする業務に最適な手法 をもって積極的な活用を図るものとします。

平成29年3月【第3版】追加事項

厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的に公共施設等の建設、維持管理、及び運営等(以下「公共施設等の整備等」という。)を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現するには、公共施設等の整備等に民間の資金やノウハウ等を活用していくことが重要であり、多様な公民連携(PPP: Public Private Partnership)(注1)手法を拡大することが必要であるとの認識から、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)(以下「優先的検討指針」という。)が決定されました。

この優先的検討指針では,一定規模以上で民間の資金やノウハウ等を活用することで効率的かつ効果的に運用することができる事業について,優先的に公民連携 (PPP) 手法を検討するものとされています。

本市では、優先的検討指針を受け、公共施設等の整備等にあたり、従来型 手法(分離発注方式・直営管理等)に優先して民間活力導入手法の適用につ いて検討するものとします。

[優先的に民間活力導入手法の適用を検討する対象事業等]

(1) 対象事業

以下の優先的検討基準に該当する場合は、従来型手法(分離発注方式・直営管理等)に優先し、指定管理者制度・PFI・民間委託等の民間活力導入手法の適用を検討するものとします。

なお、この基準に該当しない事業であっても、民間活力導入手法を検討 することができるものとします。

【優先的検討基準(公共施設等の整備等を含む事業)】

- ① 施設建設費(設計費及び建設費)が10億円を超える事業
- ② 単年度の維持管理運営費が1億円を超える事業
 - ※ 施設を複合化して整備等を行う事業や複数の施設の維持管理運営を 一括して行う事業については、単体ではなく全体の事業費で判断する ものとします。

また,公共施設等の整備等を含まない事業については,引き続き効率的かつ効果的に市民サービスを提供しているか,事務事業全般にわたって点検を行うとともに,最適な運営手法を検討し,積極的に民間活力を導入する等,経費の節減等を図るものとします。

(2) 対象事業の例外

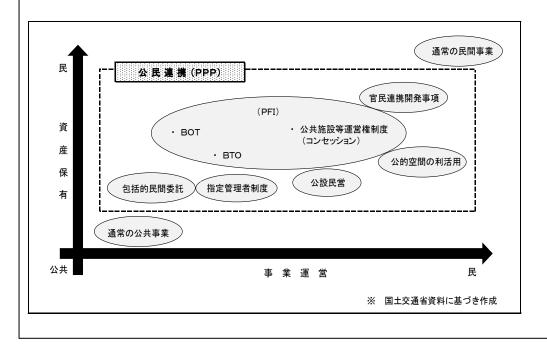
上記の優先的検討基準に関わらず,以下に掲げる事項について該当する場合は,優先的に検討を行う対象から除くものとします。

【対象事業の例外】

- ① 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている事務事業
- ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている事務事業
- ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている事務事業
- ④ 災害復旧事業等,緊急に実施する必要がある事務事業

(注1) 公民連携 (PPP)

公民連携(PPP: Public Private Partnership パブリック プライベート パートナーシップ)とは、公共(Public)と民間(Private)が連携して、お互いの強みを生かしながら公共施設等の整備等を行うことで、最適な公共サービスの提供を実現し、効率的かつ効果的に市民サービスの向上、及び経費の節減等を図る手法の総称です。なお、公民連携(PPP)手法として、指定管理者制度・PFI・民間委託等の民間活力導入手法が含まれます。



2 事務事業の点検

本市が実施している事務事業について,サービスの質・量を確保しつつ,民間活力の導入を念頭に事務事業全般にわたって点検するものとします。

点検に当たっては、行政サービスの提供や事務事業の効率化について、行政組織の再編、期限付任用職員及び再任用職員の活用は当然に行うものとします。その上で総合計画における将来のまちづくりの方針の具体の方策をより効果的に進めるため、民営化・指定管理者制度・PFI・民間委託・市場化テストなど、多様な民間活力導入手法の適用の検討を行うものとします。

なお、行政が直接実施しなければならない事務事業は、概ね次のとおりとされています。

- ① 法令の規定等により市が直接実施しなければならないもの。
- ② 許認可等の公権力の行使に当たるもの。
- ③ 政策・施策等の企画立案・調整・決定などのうち、行政自らが判断する必要のあるもの。
- ④ 公正性や公平性の確保、個人情報保護が特に必要であり、行政自らが実施すべきもの。

3 民間活力導入の検討の視点

民間活力の導入を検討する際は、次の点について十分な検討を行うものとします。

① 役割分担の明確化

民間活力の導入を考える場合に最も重要なことは、行政・民間・市民の役割を明確に区分することです。「市民サービスの向上=あれもこれも型行政」という考え方を撤廃し、行政として、本当に必要な業務は何かを考え、行政と民間等の活力を十分に認識した上で行います。

② 市が行う業務の明確化

民間活力の導入を考える場合は、市が中心的、重点的に行われなければならない業務を明確にし、市は市民に何を提供するところかを基本として考えます。

③ 法令等の裏付け

民間活力の導入の検討においては、その分野が法律や条例、契約等により 民間活力の導入が制限されていないか、また、相手方が必要な資格等を有し ているかを確認する必要があります。

④ 対象の検討

民間活力を導入しようとする該当業務についてのプロセスを明らかにし、 全体を対象とするか、一部を対象とするかを検討します。

特に、市民サービスの提供については、「企画立案から提供まで行政が行う もの」という既成概念を取り去り、行政が関与しなければならない部分以外 については、民間活力の導入の対象として検討するものとします。

また,一部を対象とした場合,どの部分を対象としたときに,民間活力の 導入のメリットが十分に発揮できるか検討します。

民間活力の導入ができないと判断したときには、市が直接行わなければならない理由を明確にするものとします。

⑤ 行政の責任体制の整備

民間活力の導入は、民間が一定の部分を担うことにより、民間が責任を負 う部分が生じます。しかし、本来行政が行うサービスには、行政としての責 任があることから、行政責任を明確にし、その責任体制を整えます。

⑥ リスクの分析

従来、行政が行っていたことを民間が実施することにより、メリットだけではなく、必ずリスクが発生します。民間活力の導入後に発生すると考えられるあらゆるリスクを分析し、リスクを回避できる方策を十分に練るものとします。

特に,市民に与えるリスクについては,物理的な影響だけではなく,心理的な影響も十分考慮するものとします。

また,仮に事故等が発生した場合の責任所在の明確化と,行政としてどのように責任がとれるかを検討します。

⑦ 効率性の分析

効率性(サービスの質とコストの比較)の分析を十分に行います。現在のコストを正確に算出し、民間活力の導入後の経費等と客観的に比較検討します。また、同時にサービスの質についても比較検討を行い、総体として効率性が向上するかを明確化させるものとします。

なお、コスト計算については、表面上で算出されるものだけではなく、資 産価値やリスクといった目に見えないものもできるだけ考慮するものとしま す。

⑧ 相手方の検討

民間活力の導入の相手方には、民間企業だけでなく、市民やボランティア、 地域住民あるいはNPOといった市民団体も加えて検討するものとします。

⑨ 民間活力導入後の体制の整備

民間活力の導入後において、必要に応じて、サービス水準や効率性の検査等を実施するシステムを整備します。また、その相手方との情報交換が緊密にでき、ノウハウや市民の苦情等が市に十分届くような体制を整備するものとします。

⑩ 競争環境の確保

合理的な理由がなく、相手方の長期固定化、業務の独占が行われることのないよう透明性を確保できる体制を整備します。

4 民間活力導入手法の概要

本市がめざす民間活力導入手法の概要は、次のとおりです。導入に当たっては、業務内容や特性に応じて、どの手法が最適かを検討し、実施に向けた具体の計画を作成し取り組むこととします。

民営化

民営化とは、市場競争原理が的確に働く領域において、「民間でできるものは民間に委ねる」という原則に基づき、地方公共団体が実施している事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行することです。

民営化には、施設運営などに関しては、設置者である行政側が施設の維持 修繕等を行う「公設民営方式」と、施設そのものも移管してすべての運営、 維持修繕等を民間事業者等が行う「民設民営方式」があります。

② 指定管理者制度

指定管理者制度とは、地方自治法第244条に規定された公の施設(「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」)について、地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理運営を委ねることです。

この制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で、民間事業者やNPO団体等に施設の管理者として使用許可権限を与えることにより、多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応し、公の施設の管理に民間の能力等を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るものです。

③ PF I (Private Finance Initiative: プライベート ファイナンス イニングティブ)

PFIとは、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の整備等を行う手法です。

PFIの対象施設・事業については法律に定められており、従来と異なり、 公共施設等の設計から建設、改修、維持管理、運営等の全部又は一部を一体 的に行うため、効率的で効果的な公共サービスの提供が期待できます。

④ 民間委託

民間委託とは、地方公共団体がその権限に属する事務事業等を直接実施せず、その事務事業の全部又は一部を民間企業や外部団体、個人等に委託することです。

ここでいう委託とは、私法上の委託を指し、行政責任を果たす上で必要な 監督権などを留保した上で、その事務事業の実施を委ねることをいいます。

⑤ 市場化テスト

市場化テストとは、「公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う」という仕組みで、競争環境をつくり出し、公共サービスの質の向上とコスト削減をめざし、その担い手は官民問わず最も適した者に任せることを目的としたものです。

5 民間活力導入の具体的手法

(1) 民営化

行政が、現在、実施している事務事業の民営化においては、民間が実施主体となってその役割を担うことが最良であり、また、担うことが充分可能なもので、行政が実施しなくても民間が実施することで事業の目的を達成できるものについて、民営化の可能性を検討し、推進するものとします。

[民営化を検討すべき事項]

- ① 法令等の改正により、行政が実施主体となって行う必要性が失われ、又は減少しているもの
- ② 民間によって、同種のサービスが提供されていて、行政が実施する必要 性が薄れているもの
- ③ 法令上,行政が実施する必要がなく,民間活力の導入によって,効率性とサービスの向上が期待できるもの
- ④ 市民の需要が多く、民間の経営努力により採算がとれると見込まれるもの

(2) 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方自治法の一部改正(平成15年6月改正、9月施行)に伴い導入された制度です。従前の制度では、市は、福祉施設、体育施設、文化施設などの公の施設の管理を公共団体、公共的団体及び市の出資法人等に限り委託することができましたが、法の改正により、幅広く民間事業者やNPO団体等に管理を委ねることができることとなったものです。

この制度は、多様化する市民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、民間の能力等を活用することが有効であるとの考え方に立ち、管理運営主体、範囲等の制限をはずしつつ、公の施設としての適正な管理を行い、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としています。

本市では、公の施設について、実施する事務事業の充実を図るとともに、 指定管理者制度の導入も視野に入れた施設のあり方や管理運営方法などの検 討を行い、効率的・効果的な施設の管理運営を図っていくこととします。

[指定管理者制度導入の基本的な考え方]

- ① 施設ごとに市民サービスの向上と経費の効率的な執行を図るものとします。
- ② 民間事業者等を広く積極的に活用していきます。
- ③ 指定管理者の選定時や事業実施後などに適切な評価を行うとともに、手続きの透明性及び公平性を確保します。
- ④ 指定管理者による管理運営であっても、市は公の施設の設置者として、 市民に対して施設設置者としての責任を負っています。

指定管理者制度の活用に当たっては、本市の「八千代市指定管理者制度 ガイドライン」に基づき取り組むものとします。

(3) PFI

PFIとは、公共施設等の設計、建設、改修、維持管理及び運営等に、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導で効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというものです。

[PF I 導入の基本的な考え方]

PFI手法が有効である事業については、効率的な事業実施への寄与、事業費削減、平準化による効率的な資源配分への寄与、客観性、透明性、公平性の確保による情報公開、説明責任への寄与などのPFI手法の導入効果を踏まえ、本市の財政状況を勘案しながら、既存制度や既存政策だけにとらわれず、メリット・デメリットを含めPFI手法の有効性について総合的な検討を行い、積極的に取り組んでいくものとします。

「PFI手法の特徴]

- ① PFI事業では、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、設計、建設、改修、維持管理及び運営等の全部又は一部を一体的に扱うこと、公共施設等運営権の活用等を通じた自由度の高い運営により民間の創意工夫が生かされること等による事業コストの削減や質の高い社会資本整備及び公共サービスの提供が期待できます。
- ② 事業を進めていく上では、事故、サービス需要の変動、物価や金利の変

動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等のさまざまな予測できない事態により損失等が発生するおそれがありますが、PFIでは、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担します。

- ③ 地方公共団体が行ってきた事業を民間事業者等が行うことになるため、 市民と行政の適切な役割分担に基づいた新たな市民と行政のパートナーシップが形成されることが期待できます。
- ④ 地方公共団体が行ってきた事業を民間事業者等に委ねることから、民間 に対して新たな事業機会をもたらします。また、収益事業を組み合わせる ことによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。

[PFIの対象施設]

区分	対象となる公共施設			
公共施設	道路, 鉄道, 港湾, 空港, 河川, 公園, 水道, 下水道, 工業 用水道等			
公用施設	广舍, 宿舎等			
公益的施設	賃貸住宅,教育文化施設,廃棄物処理施設,医療施設,社会福祉施設,更生保護施設,駐車場,地下街等			
その他の施設	情報通信施設, 熱供給施設, 新エネルギー施設, リサイクル施設(産業廃棄物処理施設を除く。), 観光施設, 研究施設船舶, 航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)			
上記に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの				

PFIの活用に当たっては、「八千代市PFI活用指針」に基づき取り組むものとします。

(4) 民間委託

地方分権の進展とそれに伴う国の三位一体の改革による地方財政構造の変革や,今後の最大の行政課題である本格的な少子高齢社会に対応したまちづくりのための新たな財政需要を目前にして,本市の行財政運営は,一層の厳しさを増すことが考えられます。

これまでも本市では、行政サービスの効率的・効果的提供を図り、行政コ

ストの削減に積極的に取り組んできました。しかしながら、今後の自立した 地方公共団体として求められる効率的で効果的な行政経営システムの確立と 市民ニーズに的確に応える行政の推進のためには、これまで以上の創意工夫 が必要となります。

一方,市民ニーズの多様化と高度化に伴い,市民意識も変化しています。 市民は,行政サービスの受け手(顧客)であると同時にまちづくりの主体であり,地域の一員として積極的に行政に参画し,地域の課題に取り組む活動が活発化しています。これからは,公共的サービスの担い手として,市民と行政がそれぞれの強みや弱みを補完しあいながら公共的サービスの提供を行っていく協働型社会の実現も求められています。

本市では、このような行政課題に対応するため、国の規制緩和等によって 公共的サービスの担い手の多元化が進んでいる中、行政がその管理下におい て実施すべき事務事業であっても、すべての実施主体である必要はなく、現 在、実施している行政サービスを公益性と必需性の観点から検証を行います。 その上で「民間でできるものは民間に委ねる」という基本原則のもと、民間 のノウハウ等を活用し、行政サービスの向上やコストの削減など効率的・効 果的な業務執行が図られる場合には、積極的に民間委託を推進することとし ます。

[民間委託を検討すべき事項]

民間委託に当たっては次の検討を行うものとします。

- ① 行政サービスの質を維持、確保できるものであるかどうか。
- ② 人件費を含めた行政コストを削減できるものであるかどうか。
- ③ 民間の実施主体が持つ専門知識,経営能力,技術力等を活用できるものであるかどうか。
- ④ 公権力の行使に係る事務事業であっても、公権力の行使の範囲を明確にすることにより、公権力の行使に直接関係しない付随する定型的な事務事業などについては、関係法令に抵触しない範囲での委託の可能性があるかどうか。(立入検査等の前提となる書類の受発信、督促状の発送等の形式的・定型的事務等)

⑤ 公正性・公平性の確保,個人情報等の保護のために委託困難とされてきたものについても、委託契約等の中で責任を明確化することによる委託の可能性があるかどうか。(申請書類等の形式審査事務,不提出者等への督促連絡事務等)

[民間委託に当たり留意すべき事項]

- ① 民間事業者等の状況の把握 委託先となる民間事業者等の技術水準など業務遂行能力の把握に努める。
- ② サービス水準の確保 達成すべきサービス水準を具体的に仕様書に明記し、サービス水準の確保に努める。
- ③ 責任の明確化

契約に当たっては、市と委託先の責任の範囲をあらかじめ明確にしておくとともに、契約の履行過程において市の管理監督が充分に働くよう留意する。

④ 守秘義務

機密の保持等が必要な事務事業については、機密保持が保たれるよう契 約において明確にしておく。

⑤ 競争性・透明性・公平性の確保

委託先の選定に当たっては,競争性・透明性・公平性を念頭に入札等の 方法による契約手続をとる。

[民間委託が考えられる事務事業の例]

1	定型的な事務事業	・電子入力業務
		・調査・統計等
	専門的事務事業	• 給食調理業務
		・公用車の運転管理業務
		・コンピュータシステム開発・維持管理業務
2		・施設等の設計・積算・管理監督業務
		• 検査分析業務
		計画策定・調査研究業務 等
(3))その他	・イベント等の企画運営
(3)		・研修・講習等の企画・運営業務等

(5) 市場化テスト

市場化テストは、これまで官が独占的に実施してきた公共サービスについて、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定し、官民競争入札または民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)により、官民問わず、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みです。

「市場化テストの検討]

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)では、「簡素で効率的な政府」を実現する観点から、「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化するために、官民競争入札等を活用することによって、公共サービスの改革(質の向上及びコストの削減)を推進することとしています。

また、地方公共団体の業務において、自治体や民間事業者からの要望等を 受付け、入札の対象となる公共サービスについて、官でなければ実施できな いとする法律等がある場合について、この法律に民間事業者の参入を可能と するための特例(特定公共サービス)を設けて、官民競争入札等を可能にす る環境整備が随時なされています。

さらに、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務省)では、公共サービスの見直しにあたり、官民競争入札等を含む市場化テストについて、積極的な活用を求めています。

このような状況を踏まえ、本市においても、特定公共サービスにおける官 民競争入札等の効果及び可能性について検証するとともに、法改正等の動向 に留意しながら、特定公共サービス以外の事務事業についてもサービスの質 の向上とコストの削減を図るため、市場化テストの導入について検討を行っ ていくこととします。

6 取組みの推進

本指針は、本市の民間活力の導入・活用における方針・手法等の方向性を示したもので、具体の取組みは、八千代市行財政改革大綱推進計画に位置付けて 積極的に推進していくものとします。

また、本指針は、国の規制改革、社会情勢、経済情勢、市民ニーズの変化等の動向の把握に積極的に努め、実施事業については評価を行うとともに民間活力の導入の考え方や方向性を見直す必要が生じた場合は、速やかに検証、見直しを行い、変更あるいは新規策定等を行うものとします。

(1) モニタリングの実施

民間活力を導入する目的が「安くて質の高い公共サービスが提供されること」であることから、これまで行政が直接提供してきた公共サービスの内容と比較し、民間事業者等は利用者に対して内容の向上したサービスを提供することが求められます。このことを確認するため、市は、日頃から民間事業者等が提供しているサービスの内容を把握することが必要です。

このように民間活力を導入した事業の公共サービスが,適正かつ確実な方法で提供され,かつ,質の低下がないことを,市の施設管理者等が適切な方法で監視することをモニタリングといいます。

モニタリングは,あらかじめ市が設定した公共サービスの要求水準を保持 し,継続して安定したサービスの提供が行われているかを監督し,同水準が 守られていない場合には,民間事業者等に対して事業の改善を促します。

また,モニタリングを実施し利用者からの意見を意識することで,民間事業 者等が提供する公共サービスの質の確保,利用者満足度の向上が見込まれます。

本市では、提供する公共サービスの内容に応じたモニタリングについては、 モニタリング実施基準に基づき、その必要性及び方法を個別に検討し、実施 することとします。

(2) 実施事業の評価

市が実施する事務事業に民間活力を導入する目的は、地方分権が進展する中にあって、限りある行政資源を最大限に活用し、多様化・高度化する市民

ニーズに効率的・効果的に対応し、より質の高い市民サービスを提供するためです。そのためにも、民間のノウハウ等を活用しつつ、経費の節減を図り、効率的で質の高い行政経営を行う必要があります。

したがって、事業実施に当たっては、事前にその効果について評価を行うことはもとより、事業実施後にあっても提供された市民サービスの質について、行政評価の視点から検証を行い、PDCA(Plan:計画策定→Do:実施→Check:検証→Action:見直し)のサイクルに基づいて見直すこととします。特に市民ニーズの高い事業にあっては、事業実施中であっても、必要に応じてその成果を検証することとします。

(3) 推進体制の整備

市では、各事務事業の所管部署において民間活力導入の推進を図るとともに、市の行財政改革の推進機関である八千代市行財政改革推進本部(以下「推進本部」という。)において、市の実施する事務事業への民間活力導入の可能性、民間活力導入に伴う定員管理及び職員養成、その他民間活力導入の推進に係る事項について協議を行い、民間活力導入推進の方向性を決定し、各所管部署に示します。各所管部署は、示された方向性に基づき、事務事業への民間活力導入について更に検討を行い、導入の推進を図ることとします。

資 料 編

1. 八千代市民間活力導入指針(平成17年10月策定)「策定にあたって」

=策定にあたって=

地方分権一括法の施行により、「国と地方に係る制度の抜本的な改革」三位一体改革に代表されるように、「官から民へ」「国から地方へ」との考えの下、「国庫補助金を減らす。」「税源を地方に移譲する。」「地方交付税を見直す。」など、自治体の行財政は大きな転機を迎えています。

従来の、国の通知・通達・指導による行政運営から地域的な行政サービスは、 市町村と住民の自主的な判断と選択に委ねようとする、新たな対等・協力の関係へと変化し、これにより自治体の自己決定・自己責任の領域が徐々に拡大しつ つあります。

また、多様化・高度化する住民ニーズに対して、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(平成 15 年 11 月の第 27 次地方制度調査会)では、「新しい公共空間」の形成として、「地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他の民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。」との答申が出されております。

このような状況のなか、地方公共団体はだれが最も効率的で効果的なサービスの担い手となりうるかという考え方から、現行の公共的なサービスの提供における官と民の役割分担のあり方を見直し、市全体として公共的なサービスを質・量ともに確保しつつ、その透明性の確保や説明責任を果たし、効率的で効果的な行財政運営を実現するため、民間活力の積極的、効果的な導入を図る必要があります。

さらに、地方公共団体特有の課題として、平成 17 年 4 月 1 日時点で 56~58 歳の年代(いわゆる「団塊の世代」)の職員が大量退職を迎える前に、より少ない職員でよりよい行政サービスを提供できるよう簡素で効率的な体制を構築しておく必要もあります。

このような基本的考え方の下,本指針では,多様な市民ニーズや少子高齢化, 高度情報化,循環型社会の構築など様々な課題に対応でき得る行財政運営の基 盤を強化する一つの手立てとして,民間活力の導入に向けての基本的な考え方 や手法等を明らかにすることを目的に策定したものです。

平成17年12月

八千代市長 豊 田 俊 郎